独立行政法人情報処理推進機構産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用規約 (一般使用者用)

制定 平成 30 年 6 月 19 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本使用規約は、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が商標法 (昭和三十四年法律第百二十七号)に基づき商標権を有する産業サイバーセキュリティ センターロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用(資料又は物品(電磁的な方法により作成されたものを含む。以下同じ。)へのロゴマークの印刷、貼付等、及び、ロゴマークの印刷、貼付等がされた資料又は物品の利用、配布、展示、提供等を含む。以下同じ。)に関して適用される使用条件等の必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークの使用を許可する場合)

- 第2条 機構は、ロゴマークの使用を希望する者に対し、その希望する使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき、当該者が本使用規約を誠実に遵守することを条件に、ロゴマークの無償、かつ、非独占的な使用を許可することとする。
 - ー 機構から依頼を受けてロゴマークを付した資料又は物品を製作する場合
 - 二 機構の広報活動に資することを主たる目的としてロゴマークを使用する場合
 - 三 機構の委嘱を受けて実施する事業等であることを示すことを主たる目的として、当 該事業等において製作する資料又は物品にロゴマークを使用する場合
 - 四 機構が参加、共催、後援、協賛、協力等を行う行事又は事業であることを示すことを主たる目的として、当該行事又は事業において製作する資料又は物品にロゴマークを使用する場合

(適用)

- 第3条 本使用規約は、機構とロゴマークを使用する者との間におけるロゴマークの使用 に係る一切の関係について適用される。
- 2 機構は、産業サイバーセキュリティセンター(以下「センター」という。)の事業の変更、その他の事情により、本使用規約の変更(ロゴマークの変更を含む。以下本項及び第16条において同じ。)を行う場合がある。この場合、変更後の使用規約が機構のホームページに掲載された時点から、当該使用規約が適用される。ただし、当該使用規約に別段の定めがある場合は、当該別段の定めに従う。

第2章 ロゴマークの使用の許可

(使用の申込)

第4条 ロゴマークの使用を申し込む者(以下「申込者」という。)は、予め本使用規約に

同意の上、別紙の様式1の申込書に必要事項を記載し、機構に提出することにより申込 を行う。

(使用申込の拒否)

- 第5条 機構は、前条の申込に対し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、 申込を拒否することができる。
 - 一 申込書に記載された内容(申込書に添付された書類の内容を含む。以下第7条及び 第17条第1項第1号において同じ。)に虚偽、誤り、又は漏れがある場合
 - 二 申込書に記載された使用目的及び使用方法が第2条各号のいずれにも該当しないと 認めた場合
 - 三 申込者が、過去に第17条第1項のロゴマークの使用許可の取消し又は同条第2項の使用停止の命令を受けたことがあり、かつ、その原因が改善されていないと認めた場合
 - 四 その他、申込を承諾することが機構の円滑な事業実施に支障を与える恐れがあると、 機構が判断した場合

(使用の許可)

第6条 機構は、前条の申込の拒否を行わない場合は、別紙の様式2による使用許可書の 交付をもって、ロゴマークの使用を許可する。

(変更申込)

- 第7条 前条の規定によりロゴマークの使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、 申込書に記載された内容に変更が生じる場合、予め変更後の申込書を提出することにより、変更の申込をしなければならない。
- 2 第4条から前条までの規定は、前項の申込に準用する。

第3章 ロゴマークの使用条件

(機構が提供するロゴマークのデータの使用)

- 第8条 使用者は、機構から提供を受けたロゴマークのデータのみに基づいて、ロゴマークを使用しなければならない。
- 2 使用者は、ロゴマークを原則として白地の無背景で使用し、その色彩、色調及び形状 を変更してはならない。ただし、社会通念の範囲内での正比率の拡大又は縮小を行うこ とについては、その限りではない。
- 3 使用者は、ロゴマークの印刷、貼付等がされた資料又は物品の製作が完了した後、ロゴマークのデータを遅滞なく破棄しなければならない。

(登録商標であることを示すための表記等)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用において、ロゴマークが登録商標であることが分かるように、「R」等をロゴマークの右下に近接して表記するとともに、ロゴマークが印刷、 貼付等される資料又は物品においてロゴマークが印刷、貼付等される紙面又は表面の下 部その他適切な場所に機構が商標権者である旨の文言を表記しなければならない。ただ し、機構が使用者に対して当該表記を行う必要がないことを予め伝えた場合は、この限 りではない。

2 前項の他、使用者は、ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマークが登録商標である ことを理解し、商標法を遵守しなければならない。

(ロゴマークの不適正な使用態様の禁止)

- 第10条 使用者は次の各号に掲げる使用態様でロゴマークを使用してはならない。
 - ー ロゴマークの全部又は一部の他の標章、文字、図形等(以下本号において「図形等」という。)への組込み又は図形等への結合、図形等のロゴマークへの組込み、その他のロゴマークの標章としての一体性、独立性を損なう使用態様
 - 二 汚損、破損、その他の機構、機構の事業又はロゴマークに対する信用、心証又は評価を毀損又は減殺する使用態様
 - 三 自ら又は自らの業務と機構との間に何らかの関係(法的関係を含む。)を有すると誤認させ、又は誤認させる恐れのある使用態様

(類似標章等の使用禁止)

第11条 使用者は、ロゴマークと類似する、又は、誤認若しくは混同させ、又はその恐れのある他の標章等を使用若しくは制作し、又は、他人に使用若しくは制作させてはならない。

(使用権の移転の不可)

第12条 使用者は、第6条の規定により許与されたロゴマークの使用権を、他人に移転 (譲渡、設定、貸与、承継等を含む。)し、又は再使用権を設定してはならない。

(使用者の責任)

第13条 使用者は、自らの費用と責任でロゴマークを使用しなければならない。なお、機構によるロゴマークの使用の許可が、使用者による他人の権利の侵害が生じないことを保証するものではない。また、機構は、使用者によるロゴマークの使用又は不使用に起因するいかなる事故、障害、紛争等(法的係争を含む。)に関して、一切関知せず、かつ、一切の責任を負わないものとする。

(機構による使用状況の報告徴収及び調査)

第14条 機構は、必要と認めた場合、使用者に対し、ロゴマークの使用状況等について 報告を求め、又は調査を行うことができる。この場合、使用者は、機構による報告徴収 又は調査に協力しなければならない。

(機構による使用態様の変更の指示)

第15条 使用者によるロゴマークの使用態様等に関して、センターの事業の趣旨への相当性、その他の社会的相当性の観点から、機構が変更するよう指示する場合がある。その場合、使用者は、機構の指示に従い、使用態様の変更、及び、当該変更に伴って使用者が取るべき対応(ロゴマークを印刷、貼付等がされた資料若しくは物品の廃棄、回収、

修正等を含む。以下次条第1項及び第17条第3項の使用者又は第三者が取るべき対応 において同じ。)について、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。

2 機構は、前項の指示に伴い、又はこれに起因する全ての結果に対して、賠償、補償その他一切の責任を負わない。

第4章 使用許可の取消し

(機構による規約変更等)

- 第16条 機構は、センターの事業の変更若しくは廃止、その他やむを得ない事情がある場合に、本使用規約を変更し、又はロゴマークの運用を一時中止若しくは終了する場合がある。その場合、使用者は、当該変更等に伴って使用者が取るべき対応について、機構の指示がある場合はこれに従う他、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。
- 2 前条第2項の規定は、前項によって変更、一時中止又は終了する場合に準用する。 (使用許可の取消し)
- 第17条 機構は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用者に対しロゴマークの使用の許可を取り消す場合がある。
 - 一 申込書(第7条に基づく変更の申込を含む。)に記載された内容に虚偽があることが 判明した場合
 - 二 その使用が第6条(第7条第2項において準用される場合を含む。)の許可を受けた 使用目的及び使用方法に該当しないと判明した場合
 - 三 第14条の報告を懈怠し、又は調査を忌避した場合
 - 四 第15条第1項又は前条第1項の対応を遅滞なく行わなかった場合
 - 五 前各号の他、本使用規約に違反したことが判明した場合
 - 六 その使用が違法又は公序良俗に反する使用その他の不適切な使用に該当とすると認 められる場合
- 2 機構は、機構の役員及び職員、センターが提供する中核人材育成プログラム(以下「プログラム」という。)において講義を行う者、プログラムを受講する者並びに過去にプログラムを受講し、プログラムを修了した者以外の者(以下「第三者」という。)が第6条の許可を受けずにロゴマークを使用した場合、当該第三者に対してロゴマークの使用の停止を命ずることとする。
- 3 第1項の取消し又は前項の命令を受けた場合、使用者又は第三者は、直ちにロゴマークの使用を停止するとともに、当該取消し又は命令に伴って使用者又は第三者が取るべき対応について、機構の指示がある場合はこれに従う他、自らの費用と責任で、遅滞なく行わなければならない。
- 4 第15条第2項の規定は、第1項により許可が取り消された場合及び第2項により停止が命じられた場合に準用する。

第5章 雑則

(事務局)

第18条 機構は、ロゴマークの適正な管理を行うために、ロゴマークに関する手続き、 その他の事務全般を処理する事務局を、産業サイバーセキュリティセンター事業推進部 事業推進グループの中に置く。

(通知・連絡)

第19条 機構は、機構のホームページへの掲載、電子メール、電話、その他の方法により、使用者に、随時必要な事項の通知、連絡又は指示を行うものとする。

(合意管轄裁判所)

第20条 本使用規約に関する法的紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁 判所とする。

附 則

本使用規約は、平成30年6月19日から効力を発するものとする。

別紙(様式1)

産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用・使用変更申込書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構理事長 殿

(申込者)

住所

名称

代表者

ΕD

独立行政法人情報処理推進機構産業サイバーセキュリティセンターロゴマークについて、下記により、その使用・使用変更を希望するので申し込みます。なお、貴機構の「独立行政法人情報処理推進機構産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用規約(一般使用者用)」の各条項を誠実に遵守することを誓約します。

記

- 1. 使用目的
- 2. 使用方法(媒体を使用する場合はその媒体名等を含む)
- 3. 使用期間
- 4. 連絡先(氏名、役職、連絡先)
- (注) ロゴマークの使用に関する企画書、収支見込みが確認できる書類及び参考となる資料(見本、会社概要等、その他機構が別途指示する資料)を添付すること。

文書番号 年 月 日

産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用・使用変更許可書

殿

独立行政法人情報処理推進機構理事長

年 月 日付けで申込のあった産業サイバーセキュリティセンターロゴマーク使用・使用変更については、本日付けにて、これを許可する。ロゴマークの使用の際は、下記に留意し、使用規約を必ず遵守すること。

記

- 1 申込書に記載した内容に変更(再度の変更を含む。)等がある場合は、事前に変更許可申請を行うこと。
- 2 申込書の内容に虚偽があることが判明した場合、使用規約に違反してロゴマークを使用 した場合、その他使用規約が定める事由に該当する場合には、使用規約の規定に従って 使用態様の変更を指示し、使用の停止を命じ、許可を取り消し、状況に応じてロゴマー クを印刷等した資料若しくは物品の廃棄、回収、修正等を求めることがあること。